

平成26年第1回定例会

議案参考資料

平成26年2月26日

## 議案参考資料目次

議案第 1 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金 条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 2 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一 部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 3 号	平成 2 5 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業 特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案第 4 号	平成 2 6 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算……………	別冊
議案第 5 号	平成 2 6 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業 特別会計予算……………	別冊

議案第 1 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方自治法第 2 4 1 条等
<p><b>【趣 旨】</b></p> <p>所得の少ない被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料賦課額の軽減について、平成 2 6 年度も実施されることとなり、その財源として当該基金を処分することから、条例の失効期限を延長する必要があるため、条例の一部を改正するもの。</p> <p><b>【内 容】</b></p> <p>(1) 失効期限 この条例の失効期限を「平成 2 6 年 3 月 3 1 日」から「平成 2 7 年 3 月 3 1 日」に変更する。</p>	
施 行 日	公布の日
<b>【その他参考事項】</b>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則 第1条 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>第2条 この条例は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>	<p>附 則 第1条 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>第2条 この条例は、<u>平成26年3月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>

議案第 2 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
<p><b>【趣 旨】</b></p> <p>平成 26 年度及び平成 27 年度の保険料に関し、所得割率及び被保険者均等割額を定めるとともに、保険料の賦課限度額及び被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p><b>【内 容】</b></p> <p>(1) 平成 26 年度及び平成 27 年度の保険料の所得割率は、0.0829 とすること。</p> <p>(2) 平成 26 年度及び平成 27 年度の被保険者均等割額は、42,440 円とすること。</p> <p>(3) 保険料の賦課限度額は、57 万円とすること。</p> <p>(4) 保険料の被保険者均等割額の 5 割軽減について、軽減対象となる所得基準額を算出するための「被保険者（当該世帯主を除く。）の数」の（当該世帯主を除く。）を削除し「被保険者の数」とすること。</p> <p>(5) 保険料の被保険者均等割額の 2 割軽減について、軽減対象となる所得基準額を算出するための被保険者の数に乘じる金額を 45 万円とすること。</p> <p>(6) 改正後の条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 25 年度分までの保険料については、なお従前の例によること。</p>	
施 行 日	平成 26 年 4 月 1 日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(所得割率)</p> <p>第9条 <u>平成26年度及び平成27年度の所得割率は、0.0829とする。</u></p>	<p>(所得割率)</p> <p>第9条 <u>平成24年度及び平成25年度の所得割率は、0.0825とする。</u></p>
<p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 <u>平成26年度及び平成27年度の被保険者均等割額は、42,440円とする。</u></p>	<p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 <u>平成24年度及び平成25年度の被保険者均等割額は、41,860円とする。</u></p>
<p>(保険料の賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条の賦課額は、<u>57万円</u>を超えることができない。</p>	<p>(保険料の賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条の賦課額は、<u>55万円</u>を超えることができない。</p>
<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険</p>	<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険</p>

者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定

者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者 (当該世帯主を除く。) の数に24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定

<p>する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>45万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>35万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2～4 (略)</p>
---	---